

播磨町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る経済的負担の軽減を行うことにより、少子化対策の強化を図るため、播磨町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- (2) 所得証明書をもとに、補助金の交付申請日に属する年の前年の1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額（交付申請日が1月から5月までの間については、前々年の1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額）が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合においては、離職した者については、所得がないものとして夫婦の所得を算出するものとする。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合においては、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。
- (3) 結婚を機に、新たに購入し、又は賃借した住居（以下「新居」という。）が、播磨町内にあること。
- (4) 補助金の申請日において新居に住民登録を有し、現に居住していること。
- (5) 補助申請者及びその配偶者の年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 補助申請者及びその配偶者が、この制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (8) 町税の滞納がないこと。
- (9) 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、令和3年1月1日以降に支払った経費に限る。

(交付申請)

第4条 補助申請者は、播磨町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、申請内容に応じて、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- (2) 住民票の写し

- (3) 所得証明書
 - (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（借入れがある場合）
 - (5) 居住物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
 - (6) 住居費に係る領収書又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの
 - (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
 - (8) 引越費用に係る領収書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

（決定の通知）

第6条 町長は、前条の規定により交付の可否を決定したときは、播磨町結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに播磨町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、第4条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、播磨町結婚新生活支援補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第8条 補助対象者は、第6条又は前条第2項の規定による交付決定通知を受けた場合は、速やかに播磨町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助対象者から交付請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（遅延利息）

第11条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納

額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(報告等)

第12条 町長は、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行前にこの要綱に定める要件を満たす住居費又は引越費用の支払があった場合は、第4条の規定に基づき補助金の交付申請ができるものとする。

(失効)

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

補助対象経費	1 住居費 新居に要した費用で、当該物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金等の礼金に類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を差し引いたものとし、住居費のうち物件の賃料及び共益費に係る補助は、1か月分を上限とする。
	2 引越費用 引越業者又は運送業者への支払に係る実費
補助限度額	1世帯30万円

備考 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。